

令和5年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年11月30日（木）

## 令和5年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和5年11月30日（木）午後2時00分

茅ヶ崎市役所分庁舎5階 D会議室

### ○ 議事日程

- 第1 議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第70号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第71号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第4 議案第72号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第5 報告第29号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について
- 第6 報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分  
の報告について

出席委員

|      |    |    |   |      |    |    |   |
|------|----|----|---|------|----|----|---|
| 1 番  | 石坂 | 豊治 | 君 | 8 番  | 原田 | 勝幸 | 君 |
| 2 番  | 齋藤 | 和子 | 君 | 9 番  | 廣瀬 | 正実 | 君 |
| 3 番  | 柿澤 | 博  | 君 | 10番  | 野中 | 清  | 君 |
| 4 番  | 大竹 | 孝一 | 君 | 11番  | 杉本 | 剛昭 | 君 |
| 5 番  | 小西 | 利章 | 君 | 12番  | 朝倉 | 直芳 | 君 |
| 6 番  | 今井 | 英夫 | 君 | 13番  | 村越 | 重芳 | 君 |
| 7 番  | 吉田 | 恵子 | 君 | 14番  | 小澤 | 昇  | 君 |
| 区域 1 | 市川 | 芳男 | 君 | 区域 3 | 三橋 | 清高 | 君 |

事務局職員出席者

|      |    |    |   |      |    |    |   |
|------|----|----|---|------|----|----|---|
| 事務局長 | 岡崎 | 貴裕 | 君 | 局長補佐 | 伊藤 | 和範 | 君 |
|------|----|----|---|------|----|----|---|

午後 2 時00分開会

○議長（齋藤和子君） それでは、ただ今より令和 5 年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、14名の全委員が出席されておりますので、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は担当区域の推進委員 2 名にも出席していただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。7 番吉田恵子委員、9 番廣瀬正実委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第 1、議案第69号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件を上程いたします。

9 番廣瀬委員より、報告をお願いいたします。

○9 番（廣瀬正実君） 議案第69号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番案件をご報告いたします。

令和 5 年11月16日、担当委員 1 名と事務局 2 名で現地調査をいたしました。

～ 1 番案件について内容を説明～

1 番案件の申請地は、1 筆、畑、1,173㎡でございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためです。

今後につきましては、梅を肥培管理する予定です。

労働力につきましては、本人61歳、従事日数355日、専業、配偶者56歳、従事日数200日、専業、子28歳、従事日数120日、兼業、父85歳、従事日数100日、専業、母80歳、従事日数300日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 譲受人の耕作面積については、他市でも営農しており、当該市の所有耕作証明書をご提出いただいております。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第69号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件を報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 日程第2、議案第70号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件を上程いたします。

9番廣瀬委員より報告をお願いいたします。

○9番（廣瀬正実君） 議案第70号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件をご報告いたします。

令和5年11月15日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

～1番案件について内容を説明～

申請地は、1筆、畑、990㎡でございます。

申請目的は、資材置場及び駐車場です。

農地区分は第2種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面砕石敷きとし、中古機械の保管場所や検品、動作確認ヤードとなります。

雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、土砂流出防止の為にブロック土留を新設する計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第70号、農地法第5条の規定による許可申請について1番案件を報告のとおり許可することを決定するにご異議

ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第3、議案第71号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件を上程いたします。

担当区域の推進委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

区域3三橋委員より報告をお願いします。

○区域3(三橋清高君) 議案第71号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が旧農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～1番案件について内容を説明～

1番案件の利用権を設定する農地は、1筆、畑、82㎡でございます。

権利の存続期間は、令和5年12月1日から令和8年11月30日までで、新たに3年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(齋藤和子君) ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐(伊藤和範君) 特にございません。

○議長(齋藤和子君) では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「なし」と認め、採決をいたします。議案第71号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について、1番案件を報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(齋藤和子君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(齋藤和子君) 日程第4、議案第72号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、1番から4番案件を上程いたしますが、1番案件並びに3番及び4番案件は、

出席委員またはご家族に関わる案件となるため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、案件に応じて、該当委員の退席をお願いいたします。

始めに、1番案件を上程いたします。該当委員の退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時10分休憩

(休憩中に委員退室)

---

午後2時11分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番案件について、6番今井委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○6番（今井英夫君） 議案第72号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、1番案件をご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

令和5年11月15日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

～1番案件について内容を説明～

2筆、いずれも田、合計1,982㎡につきましては、水稻が準備中でした。

2筆、いずれも現況畑、合計1,397.46㎡につきましては、一体として耕作されており、梨、ぶどうが肥培管理されていまして。

3筆、いずれも畑、合計889.57㎡につきましては、一体として耕作されており、ぶどうが肥培管理されていまして。

3筆、いずれも畑、合計1,373㎡につきましては、梨やぶどうが肥培管理されていまして。

5筆、いずれも田、合計1,300㎡につきましては、水稻が準備中でした。

2筆、いずれも畑、合計1,135㎡につきましては、梨や柿が肥培管理されていまして。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、乾燥機、田植え機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人73歳、従事日数350日、専業、配偶者69歳、従事日数250日、専業、子39歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第72号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち1番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時14分休憩

（休憩中に委員入室）

---

午後2時15分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番案件について、6番今井委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○6番（今井英夫君） 続いて2番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1番案件と同様に、令和5年11月15日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

～2番案件について内容を説明～



2筆、いずれも畑、合計1,724㎡につきましては、一体として耕作されており、ハクサイ、ホウレンソウ、ブロッコリー等が作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力は、本人68歳、従事日数300日、兼業、配偶者68歳、従事日数200日、兼業でございます。

以上、農業経営されていると確認をいたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第72号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、2番案件を報告のとおり証明することを決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（齋藤和子君） 続いて、3番及び4番案件を上程いたします。該当委員の退席をお願いいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後2時16分休憩

（休憩中に委員退室）

---

午後2時17分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番及び4番案件について、6番今井委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いいたします。

○6番（今井英夫君） 続いて、3番及び4番案件をご報告いたします。

令和5年11月14日、担当委員1名と事務局2名で現地調査をいたしました。

3番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

～3番案件について内容を説明～

1筆、畑、1,372㎡につきましては、ニンジン、ブロッコリー等が作付けされてきました。

1筆、畑、488㎡につきましては、ダイコン、レタス等が作付けされてきました。

1筆、畑、1,371㎡につきましては、キャベツ、ネギ等が作付けされてきました。

農機具の保有状況及び労働力は、4番案件の申請者と親子ですので、4番案件にて、併せてご説明いたします。

続いて、4番案件の特例農地の耕作状況をご報告いたします。

～4番案件について内容を説明～

1筆、畑、193.19㎡につきましては、ラディッシュ、ルッコラ等が作付けされてきました。

農機具の保有状況は、耕運機、トラクター、刈払機、軽トラ、その他一式でございます。

労働力は、3番案件の本人73歳、従事日数300日、専業、配偶者73歳、従事日数300日、専業、4番案件の本人46歳、従事日数330日、専業、その他正規従業員1名を雇用しております。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（齋藤和子君） ありがとうございます。

次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（齋藤和子君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第72号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてのうち、3番及び4番案件を報告のとおり証明することを決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 2 時19分休憩  
(休憩中に委員入室)

---

午後 2 時20分再開

○議長（齋藤和子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 及び 6、報告第29及び30号、農地法第 4 条及び農地法第 5 条の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 6 ページ、報告第29号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり 1 番から 7 番案件となっており、転用目的としましては、住宅敷地・駐車場敷地でございます。

続いて、7～8 ページ、報告第30号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

議案書記載のとおり 1 番から13番案件となっており、転用目的としましては、住宅敷地・駐車場敷地・保育園敷地・障害者施設敷地・道路敷地でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（齋藤和子君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（齋藤和子君） ご質問がないようですので、報告第29及び30号、農地法第 4 条及び農地法第 5 条の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和 5 年第12回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2 時22分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員